

## 公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議について

令和 5 年 9 月  
環境省地球環境局  
地球温暖化対策課

### 1. 経緯

- 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）において、2030 年度までの設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上への太陽光発電設備の設置をはじめとした各種取組が定められており、その実施状況の点検結果を審議した中央環境審議会において、優良事例等の共有や、地方公共団体も含め対策に共通性があるものを情報共有する仕組みの構築について、委員から指摘を受けたところ。
- 「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和 3 年 10 月 22 日公表。以下「エネルギー需給見通し」という。）における 2030 年度の太陽光発電の導入見込みにおいては、政府実行計画等に基づき、公共部門を率先して実行することで 6.0GW 分の導入が見込まれている。
- その上で、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、各府省庁における太陽光発電の国・地方公共団体の施設種別の導入目標の策定等が、「規制改革実施計画」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において、公共部門の太陽光発電の導入目標達成に向けた PDCA を回す仕組みとして連絡会議の設置等が求められている。
- こうした状況を踏まえ、各府省庁における太陽光発電の目標等について議論し、地方公共団体の取組状況も含めた情報共有等を行う場として、環境省が事務局となり全府省庁を構成員とする連絡会議を設置する。

### 2. 関係府省庁連絡会議の役割

#### （1）公共部門の太陽光発電導入目標達成に向けた調整

- エネルギー需給見通しにおいて公共部門で太陽光発電の 6.0GW の導入見込みが掲げられていることを踏まえ、各府省庁及び地方公共団体の施設種別の太陽光発電の導入目標の策定や精緻化等を行う。
- 政府実行計画において太陽光発電設備の整備のための計画の策定が求められていることを踏まえ、太陽光発電の整備計画についての調整や、太陽光発電設備の導入における優良事例の共有等、公共部門の導入目標の達成に向けた調整を行う。

#### （2）政府実行計画の目標達成に向けた調整

- （1）の他、優良事例の共有等、政府実行計画の目標達成に向けた調整を行う。

**(3) その他、公共部門・公的部門の脱炭素化に関する取組についての調整**

- その他、公共部門・公的部門の脱炭素化に関する取組について調整を行う。

**3. 今後の進め方（案）**

- 第1回連絡会議において、政府施設における太陽光発電の導入目標等を決定。
- 第1回連絡会議で共有する太陽光発電整備計画の雛形を基に、今年度中に各府省庁において計画を作成。
- 今年度の政府実行計画のフォローアップ調査、地方公共団体実行計画の施行状況調査の結果（令和5年末～令和6年2月頃に集計予定）について、国、地方公共団体の施設種別の目標や太陽光発電整備計画に反映。
- 今年度末（令和6年3月頃）に開催する連絡会議において、地方公共団体の施設種別の目標決定、各府省庁の太陽光発電整備計画を集約。
- その他、各種取組の状況等を踏まえ、必要に応じて連絡会議を開催。

※公共部門の太陽光発電導入目標、各府省庁の太陽光発電整備計画については、毎年度更新することを想定。

○「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定）（抜粋）

### 第三 政府の温室効果ガスの総排出量に関する目標

政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

### 第四 措置の内容

#### 1 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

##### (1) 太陽光発電の最大限の導入

地方支分部局も含め政府が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。その際、必要に応じ、PPAモデルの活用も検討する。

##### ア 政府が新築する庁舎等の建築物における整備

政府が新築する庁舎等の建築物について、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

##### イ 政府が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地における整備

政府が保有する既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

##### ウ 整備計画の策定

各府省庁は、これまでの整備計画の達成状況と今後の庁舎等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則としてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

○中央環境審議会からの意見（地球温暖化対策推進本部 幹事会（第45回）資料2-1）（抜粋）

## 中央環境審議会の意見

○関係省庁参加の下、2023年3月16日に、2022年度中央環境審議会地球環境部会低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会（座長：大塚直 早稲田大学大学院法務研究科教授）を開催し、各府省庁の実施計画の点検結果のとりまとめについて中央環境審議会としての意見を聴取した。

### 1. 取組に対する主な意見

- 公用車について、今後再エネを調達した上で電気自動車の活用を進めるべき。
- 新築建築物のZEB化だけでなく、既存建築物についても、省エネ診断の推進、省エネ改修、高効率設備の導入等を進めるべき。
- 最先端の空調などの新技術の率先導入や調達について検討すべき。
- 各府省庁における各取組での優良事例や設備導入の方法論を横展開できるような体制を構築すべき。

### 2. 調査内容に対する主な意見

- 各府省庁の取組の実施に当たり、省エネ診断やBEMSといった「見える化」の結果がどう生かされているか深掘りしていくべき。

### 3. その他の意見

- 国、地方公共団体や独立行政法人等で対策に共通性があるものは、組織的な縦割りを排して情報共有する仕組みを考えるべき。

○2030 年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）（令和3年9月 資源エネルギー庁）（抜粋）

**【太陽光発電】導入見込み（現行政策努力継続ケース・政策対応強化ケース）**

- ①現時点導入量は56GW、②既認定未稼働の稼働は18GW（※）。
- ※2018年に未稼働措置の実施により容量ベースで約75%の案件について運転開始が見込まれる結果であることを踏まえ、未稼働案件の75%が稼働する前提。
- ③2030年度までの新規導入見込量は、適地の減少等を考慮すると、今後、年間認定量が更に低下する懸念もあるが、現行の対策を継続し、今後も2020年度認定量の1.5GW/年を維持・継続すると想定し、14GWとなる。（現行政策努力継続ケース）
- さらに、各省における政策の検討を踏まえ、現時点で具体化されつつある政策を最大限・確実に実施することで、12GW程度の導入が見込まれる。（政策対応強化ケース、具体的な政策は以下参照）
  - （1）改正温対法によるポジティブゾーニング（再エネ促進区域を指定して積極的な案件形成を行う取組）や自治体の計画策定に対する支援【環境省】 4.1GW
  - （2）温対法に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門を率先して実行【環境省】 6.0GW
  - （3）空港の再エネ拠点化の推進【国交省】 2.3GW

区分	①現時点 導入量	②FIT既認定 未稼働の稼働	③新規認定分の稼働		合計（=①+②+③）		H27策定時
			努力継続	政策強化	努力継続	政策強化	
地上	41.3GW	17.2GW	4.8GW	26.2GW	63.3GW	100.0GW	
屋根	14.5GW	0.8GW	9GW		24.3GW		
<b>合計</b>	<b>55.8GW (690億kWh)</b>	<b>18.0GW (225億kWh)</b>	<b>13.8GW (172億kWh)</b>	<b>26.2GW (326億kWh)</b>	<b>87.6GW (1,090億kWh)</b>	<b>100.0GW (1,244億kWh)</b>	<b>64GW (749億kWh)</b>

※合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある

○規制改革実施計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）（抜粋）

(5)国や地方公共団体が所有する公共施設における再生可能エネルギーの推進

No.	事項名	規制改革の内容		
30	再生可能エネルギーの促進に係る、地球温暖化対策の推進に関する法律上の公共部門の率先実行のP D C Aの改善	「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和 3 年 10 月 22 日公表）における 2030 年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門が率先して実行」することで 6.0GW（以下「GW導入目標」という。）分の導入が見込まれているが、その達成に向けて着実にP D C Aを回していくために、以下の措置を講ずる。		
規制改革の内容			実施時期	所管府省
a	環境省は、各省庁及び地方公共団体に対して行うフォローアップ調査や施行状況調査等を通じて、施設の種別等に応じて太陽光発電のkWベースでの導入実績及び2030年度の導入見通しの把握を実施する。また、把握した地方公共団体の施設種別の導入実績・導入見通しは、各省庁に共有する。		令和4年度措置、以降毎年度実施	環境省
b	環境省及びその他各省庁は、aにおいて把握した国及び地方公共団体における導入見通しの総計とGW導入目標との整合性を踏まえて、施設種別に、kWベースでの2030年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標を策定し、GW導入目標の達成に向けたP D C Aを回す仕組みを構築する。		aを踏まえて、令和5年上期措置	環境省 その他全省庁
c	関係省庁は、所管する行政分野に関する事務を担当する地方公共団体の各部局に対して、地方公共団体が所有する公共施設（敷地を含む）において主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入が進むよう支援や助言、情報提供等を実施する。		順次措置	警察庁 総務省（消防庁） 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省
d	環境省は、各省庁に対して行うフォローアップ調査等を通じて、各省庁が把握するよう努めた独立行政法人等の計画策定状況及びkWベースでの導入実績について取りまとめ、その状況を公表する。また、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに「国・地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進」に関する記載を追加しており、さらに、施行状況調査に地方独立行政法人の計画策定等に関する設問を追加し、結果を取りまとめて公表する。		令和5年上期措置	環境省
e	環境省は、低炭素社会実行計画等を策定している特殊法人であったとしても、当該法人が策定する同計画に、政府実行計画に定められた各種目標が内包されていない場合には、政府実行計画に準じた計画の策定を当該特殊法人に促すとともに、政府実行計画に準じた計画の策定が適当でない場合はその理由を把握する等の取組を各省庁に対して依頼する。		令和4年度措置	環境省

○規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）（抜粋）

<グリーン分野>(6)その他

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
79	再生可能エネルギーの促進に係る、地球温暖化対策の推進に関する法律上の公共部門の率先実行のP D C Aの改善	「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和 3 年 10 月 22 日公表）における 2030 年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門が率先して実行」することで 6.0GW（以下「GW導入目標」という。）分の導入が見込まれているが、環境省及びその他各府省庁は、GW導入目標の達成に向けたP D C Aを回す仕組みとして連絡会議を設置し、当該連絡会議を活用して、施設種別のkWベースでの 2030 年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標の策定・精緻化も含め、GW導入目標の着実な達成に向けて適切に調整を行うなど必要な措置を講ずる。	令和 5 年上期措置、以降順次措置	環境省 内閣官房 内閣府 宮内庁 警察庁 こども家庭庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 防衛省 人事院 会計検査院※ ※内閣から独立した機関であるが、趣旨を踏まえ、オブザーバーとして参加している。